

各 位

愛知県経済産業局長

「愛知県緊急事態措置」の規制強化について（依頼）

日頃は、経済産業行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、皆様方におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に多大なる御尽力・御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

感染拡大の更なる防止と第4波の抑制を図るため、令和3年5月7日、本県に緊急事態宣言の発出が決定され、県内全域の酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対する休業要請など、5月12日から緊急事態措置に御協力いただいているところですが、新規陽性者数は500人を超える日が続き、5月17日の入院患者数は949人、確保病床の使用率も59%と、医療提供体制がひっ迫する、大変厳しい状況が続いています。

このような状況の中、更に踏みこんで感染防止対策を徹底するため、「愛知県緊急事態措置」を強化し、5月22日から5月31日までの土曜日・日曜日に、1,000平米を超える百貨店やショッピングセンター等の商業施設、パチンコ屋やスポーツクラブ等の遊技場、場外車券売場等の遊興施設、スーパー銭湯等のサービス業の施設において、新型コロナウイルス等対策特別措置法第24条第9項に基づき、休業を要請することといたしましたので通知いたします。

つきましては、本内容を広く周知いただき、感染防止対策に御尽力いただきますようお願い申し上げます。

引き続き、本県経済産業行政の推進に御理解・御協力を賜りますようお願いいたします。

<添付書類>

別添 愛知県緊急事態措置

<県Webページ掲載箇所>

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

<本件に関するお問い合わせ先>

愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部
(電話 052-954-6191)

担 当 産業部 産業政策課
広報・企画調整グループ
電 話 052-954-6330
電 子メール sangyo-seisaku@pref.aichi.lg.jp